

## 送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	別表 8-1, 8-2, 8-3, 8-4	<p>各種週間計画（翌週、翌々週） について、「本機関が指定する2点の時刻の日別の計画値」とする変更案について以下の項目を質問させていただきます。</p> <p>①御機関から、「2点の時刻」の指定は、どのような形式で実施されるのでしょうか（メール通知、ホームページにて公表）。</p> <p>②「2点の時刻の日別」の時刻指定は、変更日の何日前に受信できるのでしょうか。（例えば4月1日から変更すると考えた場合、いつまでに通知されるのでしょうか。）</p> <p>③「2点の時刻の日別」の時刻指定において、事前に通知されたとしても、日毎に指定時刻が変化もしくは平休日に変化させることは、計画提出にあたって業務が煩雑になることが懸念されます。御機関において、どのような時刻指定をお考えか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>○「2点の時刻」の周知方法については、ホームページ、メール等の電磁的な方法を検討しています。</p> <p>○「2点の時刻」については、現在は、事業者さまの販売計画や需要計画等が最大及び最小となる時刻での計画提出としております。</p> <p>しかし、今後は広域的な需給調整のため、広域大での最大需要及び最小予備率が想定される時刻を広域機関が指定し、各事業者さまに当該時刻の計画値を提出いただくこととなります。</p> <p>この時刻については、現在、広域機関において、全国の需要実績をもとに検討しており、月ごとでの時刻指定と考えておりますが、例えば最大需要及び最小予備率が発生した時刻が月の前後半で異なる傾向にある場合には、月の前後半で指定する時刻を変える等の対応を考えております。</p> <p>なお、「2点の時刻」の指定に伴う影響を確認するため、ご協力いただける事業者さまとともに、8月ごろに事前検証することを計画しています。</p> <p>○具体的な「2点の時刻」の公表時期は、秋ごろを予定しています。</p>